

受益者負担金制度のあらまし

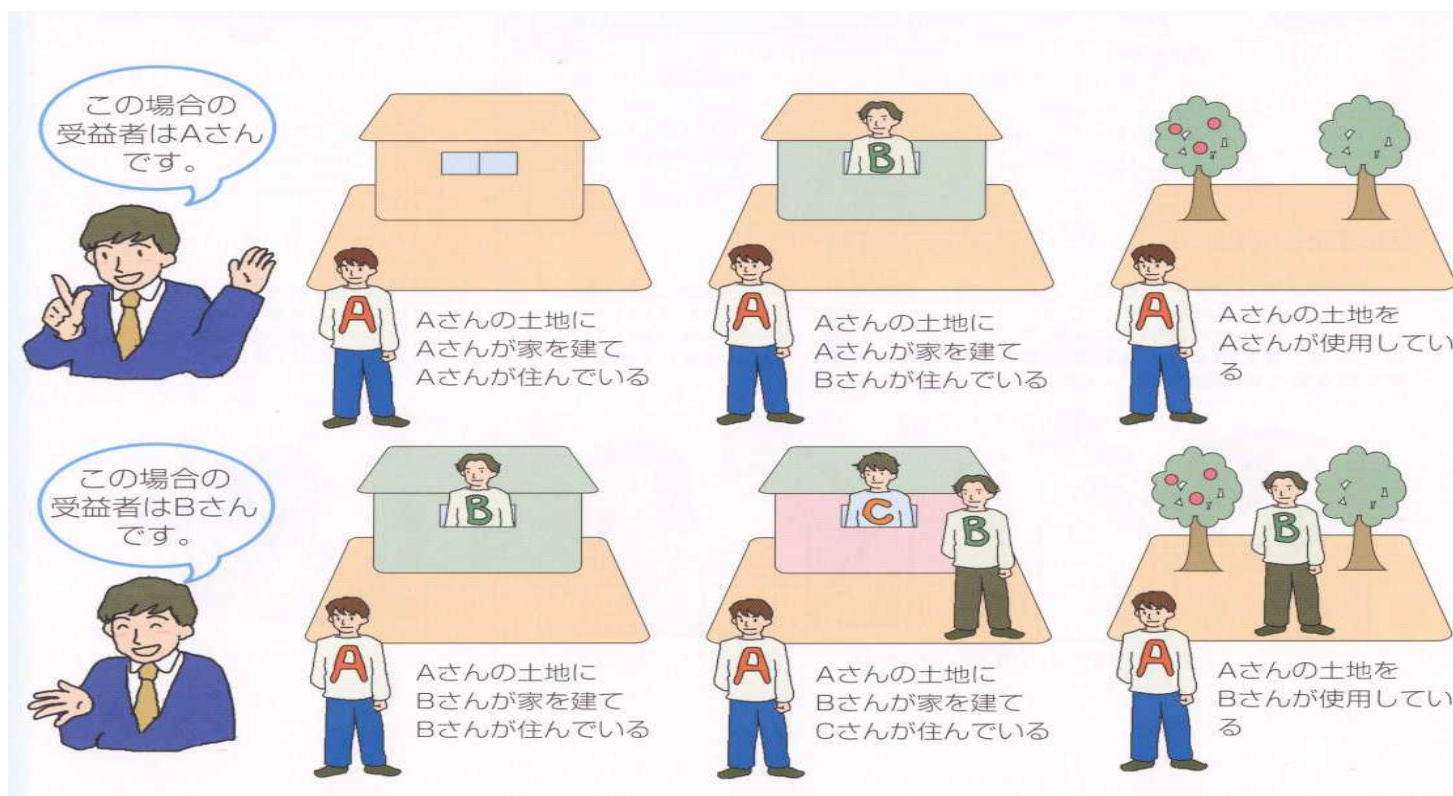
受益者負担金制度とは

下水道は公園や道路などのように不特定多数の人が利用する施設とちがい、その建設によって利益を受ける人が特定されます。つまり各家庭からの排水管を結ぶことによって、下水道を利用できるのは個人・家庭単位という限られた範囲の人だけになり、また環境面での快適性の向上が図られるのは、その区域のみとなるからです。

下水道の建設には長い年月と莫大な費用がかかります。建設費の費用には、国からの補助金・町債（借入金）・一般町費（税金等）や受益者負担金などがあてられます。この建設費用を一般町費だけでまかなうことは、下水道の恩恵を受けることができない人たちにまで負担をかけることになり、不公平が生じてきます。そこでこの下水道の恩恵を受ける人に、一定の割合で建設費の一部を負担していただく制度が受益者負担金制度です。

受益者とは

原則として、下水道が完備されている区域内に建物を所有している人たちです。ただし、地上権、質権、使用賃貸などによる権利の目的となっている土地は、それぞれの権利者が受益者となります。（借家人等は受益者となりません）



負担金の納付方法

負担金の納入方法は、一括納付とします。町が送付する納入通知書により、町の指定金融機関、あるいは役場に納めていただきます。

負担金の徴収猶予と減免

土地の状況や、受益者が災害・事故・病気などにより、負担金を納付することが困難である場合は、申請により徴収猶予の制度があります。

また、受益者負担金は、公用地などすべての建物に賦課されますが、公共施設・福祉施設などの建物は、申請により減免される制度があります。それぞれ、受益者申告時に申請してください。